



全建事発第 133 号
平成 25 年 3 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会
会長 浅沼 健一
〔公印省略〕

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

このたび、国の平成 24 年度補正予算が 2 月 26 日に成立したところですが、国土交通省では「日本経済再生に向けた緊急経済対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期することとしております。

しかしながら、いわゆるゼロ国債やゼロ県債・ゼロ市債などの工事は、年度内に契約しても前払金が支払われないため、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す恐れがあります。

こうした状況にかんがみ、国土交通省より、別紙のとおり前払金の範囲内で保証事業会社が金融保証を行うことにより、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を推進するとともに、この金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いを定めた旨、通知がありました。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方ご協力をお願いいたします。

なお、具体的な手続き等につきましては、各保証事業会社の支店等にお問い合わせ願います。

以上

(担当：事業部)

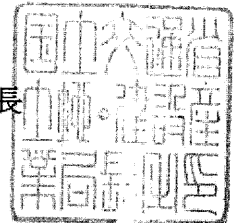


国土建第358号

平成25年2月28日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施について

1月11日付けで「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（以下「対策」という。）が閣議決定され、「施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等に係る入札公告の前倒しや入札に関する手続の簡素化その他の契約手続の迅速化、前払金制度の積極的活用等により予算の早期執行に万全を期する」とされたところである。

このたび、国の平成24年度補正予算が2月26日に成立し、所用の予算が追加されたところであるが、国土交通省としては、上記「対策」の趣旨を踏まえ、予算の早期執行に万全を期することが必要と考えている。

特に、年度末には、資金需要が増大し、建設企業が資金繰りに支障を来す場合も想定されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図ることにより、事業の早期着手を後押しすることが求められている。

こうした状況にかんがみ、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すため、今般、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社が国土交通大臣の承認を受けて、別紙のとおり金融保証を行うこととしたところであるので、貴団体傘下の建設企業に対して周知方よろしく願います。

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証制度について

1. 制度の目的

いわゆるゼロ国債工事等、平成24年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成24年度内において発注者から前払金の支出がない場合において、受注した建設企業が、当該工事の早期着工に要する資金の調達に支障を来す場合が想定される。

こうした状況にかんがみ、早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うことにより、建設企業の資金調達の円滑化を推進する。

2. 対象となる建設企業

いわゆるゼロ国債工事等、平成24年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの、平成24年度内において発注者から前払金が支出されない公共工事を受注した者とする。ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。

3. 金融保証の対象範囲

当該公共工事の着工に必要な資金で、平成25年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内とする。



国土建第370号

平成25年2月28日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

平成24年度補正予算におけるいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについては、下記のとおりとしましたので、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。

記

1. 平成20年国土交通省告示第85号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二2における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額」(以下「負債合計額」という。)に含まれる、経営状況分析の申請者がいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により金融機関から受けた借入金の額(以下「ゼロ債金融保証による借入金」という。)は、負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者がゼロ債金融保証による借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書(建設業法施行規則別記様式第25号の8)の余白に「ゼロ債金融保証による借入金 ○○○円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1. により控除することができる金額は、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資を実行した金融機関が別添様式又は金融機関所定の様式により残高証明したものに限ることとする。

ゼロ国債工事等に係る資金繰りの円滑化について

平成25年2月28日

国土交通省土地・建設産業局建設業課

○ 保証事業会社による金融保証の実施

平成24年度補正予算におけるゼロ国債工事等について、その早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証を行うこととする。

* 保証の範囲：平成25年度当初に支払予定の前払金相当額を限度

* 低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外

【モデルケース】

・ 請負金額 1億円

・ 融資希望額 1,000万円

(材料代金：700万円、直用労務費：300万円)

・ 融資希望期間 平成25年3月15日から1ヶ月間

・ 保証料 約9,000円 (日歩3厘=年利1.095%)

・ 貸出利息 約20,000円 (年利2.4%と仮定)

⇒ 約3万円(保証料+利息)で1ヶ月間、1,000万円の融資を受けることが可能

〈様式〉

平成 年 月 日

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高証明書

(登録経営状況分析機関)

代表者 ○○ ○○ 殿

○○銀行

○○支店長 ○○ ○○ 印

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在のいわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による融資残高は、○○, ○○○, ○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高